

福岡県介護保険広域連合通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業のうち通所介護相当サービスの事業の指定等並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるほか、法及び法に基づく厚生労働省令において使用する用語の例による。

- (1) 通所介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下、「旧介護予防通所介護」という。）相当のものとしてこの要綱により定められるサービスをいう。
- (2) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定拒否)

第3条 法第115条の45の3第1項に規定する指定（以下、「指定事業者の指定」という。）については、この要綱に規定した基準を満たした事業所であっても、当該事業所を指定することにより、福岡県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の広域連合における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業所を指定しないこととすることができる。

- 2 通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「事業者」という。）が広域連合に対する介護報酬返還金債務を負い、当該返還金を完済していない場合には、当該事業所を指定しない。

(指定の更新)

第4条 指定事業者の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新があった場合において、同項の期間（以下、「指定の有効期間」という。）の満了日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 第3条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

（事業の一般原則）

第5条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、広域連合、地域包括支援センター、他のサービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（基本方針）

第6条 通所介護相当サービスの事業は、既に通所介護を利用しており通所介護の利用の継続が必要な場合、多様なサービスの利用が難しい場合、集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる場合であって、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（従業者の員数）

第7条 事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 当該サービスの提供日ごとに、当該サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） サービスの単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認めら

れる数

- (3) 介護職員 通所介護相当サービスの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所介護相当サービス及び指定通所介護の利用者。なお、当該事業者が指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所介護相当サービス及び指定地域密着型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- (4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該サービスの利用定員（事業所において同時に当該サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所介護相当サービスの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 事業者は、通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がな

い場合は、他の通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の通所介護相当サービスの単位は、通所介護相当サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、当該サービスの他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、都道府県の定める指定通所介護の事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第8条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第9条 事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。

4 事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、都道府県の定める指定通所介護の事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。なお、事業者が指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、広域連合の定める指定地域密着型通所介護の事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第11条 事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

(個別計画の作成)

第12条 事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所介護相当サービス計画を作成するものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第14条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（事故発生時の対応）

第15条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、広域連合、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（非常災害対策）

第16条 事業者は、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、非常災害時における避難、救出等の訓練を定期的に行わなければならない。

（記録の整備）

第17条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録で次の表の左欄に掲げるものを整備し、かつ、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる日から同表の右欄に掲げる期間保管しなければならない。

1 通所介護相当サービス計画	サービスの提供に係る支給費支払の日	5年
2 提供した具体的なサービスの内容等の記録		
1 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知	左欄の記録の完結の日	2年

に係る記録 (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって支給を受け、又は受けようとしたとき。 (3) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 (4) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		
--	--	--

(暴力団関係者の排除)

第18条 事業を行う事業所は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 申請者の使用人であって、申請者の事業所を管理する者は、暴力団関係者であってはならない。

3 前2項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）又は暴力団員がその事業活動を支配する者
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、同条例第23条第1項の規定により、同条例第22条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して2年を経過しないもの
- (4) 福岡県暴力団排除条例第25条第1項第3号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの
- (5) 法人でその役員のうちに、第1号、第3号又は前号のいずれかに該当する者

があるもの

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第 19 条 事業者は、当該サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、次に掲げる事項を広域連合長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現にサービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前 1 月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他のサービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（その他の基準等）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、通所介護相当サービスの事業の指定等並びに人員、設備及び運営の基準は、法に基づく厚生労働省令、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）附則第 4 条第 3 号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）に規定する旧介護予防通所介護に係る規定の例による基準（基準の一部を改正する省令を含む）の定めるところによる。

（費用の額の算定）

第 21 条 通所介護相当サービスに要する費用の額の算定については、別表のとおりとする。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日告示第 10 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 1 日告示第 82 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。